

McKinney v. Arizona, 589 U.S. ___, 140 S.Ct. 702 (2020)

山田 峻 悠*

死刑事件において、連邦人身保護令状の手続で合衆国憲法違反が認定され、事件が州の裁判所に差し戻された場合に、陪審ではなく、州の上訴裁判所が自ら量刑判断をやり直し、死刑の量刑を維持できると判断された事例。

《事実の概要》

申請人である McKinney は、共犯者とともに、1991年初頭に五回の侵入盗を実行した。そのうちの一件において、McKinney らは被害者である Mertens を殴打、複数回刃物で刺した上で、後頭部を銃撃し殺害した。また別の事件でも、被害者である McClain を、後頭部を銃撃し殺害した。

1992年に、McKinney は上記二件の第一級謀殺の罪で有罪判決を受けた。死刑の量刑手続において公判裁判官が両訴因についてそれぞれ加重事由を認定した。すなわち、Mertens の謀殺に関して、公判裁判官は、McKinney が金銭的な利益のために謀殺を行ったこと及び、McKinney が Mertens を特に凶悪、残忍、又は非道な方法 (especially heinous, cruel, or depraved manner) で殺害したことを認定した。また、McClain の謀殺に関して、公判裁判官は、McKinney が金銭上の利益のために謀殺を行ったこと及び、終身刑若しくは死刑を科されうる別の犯罪 (Mertens の謀殺) で有罪判決を受けていたことを認定した。そして、これら加重事由と減軽事由との比較衡量の上、公判裁判官は二件の謀殺の罪で McKinney に死刑を言い渡した。

* 嘱託研究所員・東京都立大学法学部助教

アリゾナ州において、死刑の量刑判断を受けた被告人は、最上級裁判所であるアリゾナ州 Supreme Court に直接上訴を行うことになる。アリゾナ州法の下、死刑事件の上訴の審理を行うに当たって、アリゾナ州 Supreme Court は加重事由と減軽事由に関する公判裁判所の認定及び死刑の量刑の妥当性を独立した立場から審理することとされていた。すなわち、アリゾナ州 Supreme Court は、公判段階の事実認定者の立場の維持を顧慮せずに全ての記録を審理して、死刑の量刑が法的に正しいか否かだけではなく、死刑の量刑が適切であるか否かを新たに独立した立場から判断することを求められることになる。1996年にアリゾナ州 Supreme Court はこのような審査方法の下で McKinney の死刑の量刑を審理し、公判裁判所の判断を維持した。

約20年後の2015年、連邦人身保護令状の手続で第9巡回区 Court of Appeals は、McKinney の量刑手続においてアリゾナ州裁判所は、減軽事由となる McKinney の PTSD を適切に考慮しておらず、したがって、*Eddings* (*Eddings v. Oklahoma*, 455 U.S. 104 (1982)) に違反するという判断を行った。

McKinney の事件はその後、アリゾナ州 Supreme Court に差し戻された。同裁判所において、McKinney は陪審による量刑判断のやり直しを受ける権利が保障されると主張した。これに対して、州側は、*Clemons* (*Clemons v. Mississippi*, 494 U.S. 738 (1990)) で許容されていたように、アリゾナ州 Supreme Court が新たに加重事由と減軽事由を衡量して量刑判断を自らやり直すことができると主張した。アリゾナ州 Supreme Court は州側の主張を認めた。アリゾナ州 Supreme Court は、州法に従い新たに独立した立場から審査することとし、自ら記録に基づき証拠を審理し、関連する加重事由と減軽事由の衡量をやり直し、McKinney の死刑の量刑を維持した。合衆国最高裁判所により、サーシオレイライの申請が認容された。

《判旨・法廷意見》原判断確認

1. カバノー裁判官執筆の法廷意見

McKinney は、連邦人身保護令状の手續において第9巡回区 Court of Appeals が *Eddings* 違反を認定した後で、アリゾナ州 Supreme Court ではなく、陪審が新たに加重事由と減輕事由を衡量して量刑判断をやり直さなければならなかったと主張する。しかし、この主張は *Clemons* の判断と一致するものではない。

Clemons において、ミシシッピ州 Supreme Court が、被告人の死刑の量刑を支える加重事由の一つに漠然性があるため合衆国憲法に反すると判断したことを受け、被告人は、憲法上許容される加重事由と減輕事由を適切に衡量することができるのは陪審であるので、被告人には陪審に量刑判断をやり直させる権利が保障されると主張した。当法廷はこの主張を否定し、州の上訴裁判所が新たに加重事由と減輕事由を衡量して自ら量刑判断をやり直すことができると結論づけた。この際、当法廷は、*Clemons* でいう新たに加重事由と減輕事由を衡量して量刑判断を自らやり直すことは、再度の量刑ではなく、ハームレス・エラーの審理に類似するものであり、これは上訴裁判所が行うものであるという説明を行った。

McKinney は、以下の二つの論拠から *Clemons* は本件に適用されないと主張する。第一に、McKinney は、*Clemons* は加重事由を適切に考慮しなかった事案であるが、本件は、第9巡回区 Court of Appeals によれば、減輕事由を考慮しなかったことが不適切であるとされた事案であると主張する。しかしながら、*Clemons* における当法廷の分析は、減輕事由を別にした加重事由により生じる特有の影響ではなく、加重事由と減輕事由の衡量を十分に行いうるという上訴裁判所に対する評価に基づくものであった。この上訴裁判所による加重事由と減輕事由の衡量において、天秤の片方から加重事由を取り除くことと天秤のもう片方に減輕事由を加えることの間重要な差異はない。要するに、*Clemons* で許容された上訴裁判所による量刑判断のやり直しは、減輕事由に関する *Eddings* 違反に対する救済としても許容できるのである。

第二に、McKinneyは、死刑事件において被告人に死刑相当性を認めるための要件である加重事由は陪審が認定しなければならないとした *Ring* (*Ring v. Arizona*, 536 U.S. 584 (2002)) 及び *Hurst* (*Hurst v. Florida*, 577 U.S. ___, 136 S.Ct. 616 (2016)) に照らせば、*Clemons* はもはや正しい法理論 (good law) とはいえないと主張する。しかし、この主張は正しいものではない。

Ring と *Hurst* の下、被告人に死刑相当性を認めるための要件である加重事由は陪審が認定しなければならないことになる。しかし、より重要なことは、死刑の量刑手続において、通常の量刑手続と同様に、加重事由と減輕事由の衡量を行うこと、若しくは、科しうる量刑の幅の中での最終的な量刑の判断を行うことまでを陪審は憲法上求められていない点である。*Apprendi* (*Apprendi v. New Jersey*, 530 U.S. 466 (2000)) で当法廷は、法律で定められた量刑の幅の中で量刑を決定する上で裁判官が裁量を行使することは許されないという示唆を注意深く与えないようにした。*Ring* でも同様に、陪審が量刑判断を行うべきか否かについては何も述べられていない。したがって、*Ring* と *Hurst* は、加重事由と減輕事由の衡量を陪審が行うように求めているものではなく、また、*Clemons* を変更し、上訴裁判所が新たに加重事由と減輕事由を衡量して量刑判断を自らやり直すことを禁止するものでもない。

Clemons に関するこれら二つの主張に加えて、McKinneyは、死刑の量刑判断がなされた1993年の量刑手続においてMcKinneyに死刑相当性を認めるための要件である加重事由を認定したのは陪審ではなく公判裁判官であり、これは *Ring* と *Hurst* に違反すると主張する。

しかし、McKinneyの事件は、*Ring* と *Hurst* の判断が示される前の1996年に通常上訴の審理において確定 (final) している。*Ring* と *Hurst* は付随的救済手続で遡及的に適用されない (*Schriro v. Summerlin*, 542 U.S. 348, 358 (2004)) と判断されており、この事件は州の付随的救済手続で当法廷の下に達したのであるから、*Ring* と *Hurst* は適用されない。

2018年にアリゾナ州 Supreme Court が新たに加重事由と減輕事由を衡

量して量刑判断をやり直したことは通常上訴での審理を再び開くものであったという特殊な事情が本件には見られると McKinney は主張する。しかし、この主張の前提は誤っている。というのも、アリゾナ州 Supreme Court が新たに加重事由と減輕事由を衡量して自ら量刑判断をやり直したのは付随的救済手続においてであり、通常上訴手続ではなかったためである。アリゾナ州 Supreme Court は、先例を引用しつつ、本件審理が付随的救済手続で行われたことを説明している。当法廷がアリゾナ州 Supreme Court の州法の解釈に後知恵で批判を加えることはできない。州法上の問題として、本件審理は付随的救済手続で行われたのである。

McKinney は更に、①州が付随的救済手続と特徴づけていることは本件死刑判決が確定しているか否かという問題を規律するものではない、② *Clemons* で認められた、新たに加重事由と減輕事由を衡量して量刑判断をやり直すことは量刑手続である、③それゆえ、この量刑判断のやり直しは通常上訴手続において（もしくは、通常上訴手続を再開した場合に）のみ行いうるものである、と主張する。しかし、*Clemons* それ自身が、上訴裁判所が新たに加重事由と減輕事由を衡量して量刑判断を自らやり直すことはハームレス・エラーの審理に類似するものであると述べており、裁判所は日常的に付随的救済手続においてハームレス・エラーの審理を行っている。それゆえ、州裁判所が付随的救済手続において、*Clemons* で認められたような量刑判断のやり直しをできないとすることに正当な理由はないのである。

アリゾナ州 Supreme Court の判断を確認する。

2. ギンズバーグ裁判官の反対意見（ブライヤー裁判官、ソトマイヨール裁判官、ケーガン裁判官参加）

合衆国憲法は、通常上訴手続において、新たに示された憲法上のルールを全ての事件に適用するように求めていると当法廷は判断した (*Griffith v. Kentucky*, 479 U. S. 314, 322–323 (1987))。私は、2018年のアリゾナ州 Supreme Court の手続は、その性質として通常上訴手続に分類されるものであると考えるので、本件には *Ring* が適用され、McKinney の死刑の量刑

を確認したアリゾナ州 Supreme Court の判断を破棄するべきと考える。

2018年にアリゾナ州 Supreme Court が行った手続は本質的に、1996年の通常上訴手続を再度行うものであった。独立した立場からの新たな審理を求める州の要求は、アリゾナ州 Supreme Court に対して、*Eddings* に従って、通常上訴の審査を再び行い、やり直すように求めるものであった。アリゾナ州 Supreme Court はこの州の要求に従って審理を進めた。同裁判所は、この新たな審理に、1996年の審理に割り当てられた事件整理番号を付与している。このような事件整理番号の登録は、1996年の最初の上訴がやり直されていることを示唆している。2018年の審理において、アリゾナ州 Supreme Court は、加重事由と減軽事由に関する公判裁判所の認定及び死刑の妥当性に関して新たに検討を行い、1996年の同裁判所の判断をまるでなかったかのように取り扱っているのである。

二つの手続で異なるのは、2018年の審理においては *Eddings* 違反がないという点のみである。州が争わなかったように、1996年に行われた審理は性質上、通常上訴での審理に位置づけられることになり、2018年にやり直された審理も同様の性質を有する。

州側は、州の先例 (*State v. Styers*, 227 Ariz. 186, 254 P. 3d 1132 (2011)) に基づくと本件2018年の審理は付随的救済手続として特徴づけられることになり、合衆国最高裁判所もこの州法上の分類分けに従うべきであると主張しているが、この主張は正しくない。合衆国憲法がその州法の適用を求めているかという点は合衆国憲法上の問題であり、州の規律の対象となる争点ではないのである。

法廷意見は、州の手続の分類をまず確認し、そして、その手続の性質がその分類分けを正当化する可否かを問題としている。

法廷意見は、2018年にアリゾナ州 Supreme Court が行った審理の手続を付随的救済手続とする特徴付けを受入れ、ハームレス・エラー審査の類型の一つとして、上訴裁判所は新たに加重事由と減軽事由を衡量して量刑判断を自らやり直すことができると判示した *Clemons* に依拠した。とはいえ、本件において、McKinney の連邦人身保護令状の申請に当たりハー

ムレス・エラーに関する審理に従事していたのは第9巡回区 Court of Appeals である。アリゾナ州 Supreme Court は、独立した立場から新たに審理を行うよう求められた。そして、McKinney の死刑の量刑が法的に正しいかだけでなく、適切であるか否かを2018年に改めて (de novo) 判断するに当たって、アリゾナ州 Supreme Court は、下級裁判所の判断に対するハームレス・エラーの典型的な審査方法に従っていたわけではなかった。アリゾナ州 Supreme Court は、以前の誤りを正すために通常上訴での審理を再び行ったのである。

《解説》

1. はじめに

本件では、死刑に対する連邦人身保護令状の手続で減軽事由を適切に考慮していなかったことを理由に *Eddings* 違反を認定され、事件の破棄・差戻を受けたアリゾナ州 Supreme Court が独立した立場から加重事由と減軽事由の衡量をやり直し、死刑を確認した事例において、①上訴裁判所が新たに加重事由と減軽事由を衡量し量刑判断を自らやり直すが許されるか、②死刑相当性を認めるための要件である加重事由を陪審が認定するように求める *Ring*, *Hurst* が遡及的に適用されないかが争われている。

2. 死刑の量刑手続と陪審裁判を受ける権利

量刑判断者による「気まぐれで恣意的な死刑の量定」は第8修正に違反するとした *Furman* (*Furman v. Georgia*, 408 U.S. 238 (1972)) 以降、合衆国最高裁判所は、被告人にとって公正で、合理的かつ一貫した死刑の判断を下せるよう州に対して指針を示してきた。そして、合衆国最高裁判所は、第8修正の根底にある個人の尊重は、個々の犯罪者の特徴や記録とその犯罪者が行った犯罪の状況に検討を加えることを、死刑を科す手続の憲法上欠くことのできない要素として要求しているとし、死刑事件の被告人は個別具体的な量刑判断を受ける権利があるという立場を示してきた¹⁾。本件

1) See, *Gregg v. Georgia*, 428 U.S. 153 (1976), *Woodson v. North Carolina*, 428 U.S.

で問題とされた *Eddings* (*Eddings v. Oklahoma*, 455 U.S. 104 (1982)) 及び *Clemons* (*Clemons v. Mississippi*, 494 U.S.738 (1990)) はこの一連の流れの中で下された判例である。本件連邦人身保護手続の過程で違反が認定された *Eddings* は、死刑の量刑手続において公判裁判官が法律上の問題として、家庭環境や感情障害等の事情は減軽事由として考慮することはできないとし、少年であることという減軽事由のみを認定し、加重事由が減軽事由を凌駕するとして申請人に死刑を言い渡した事案である。合衆国最高裁判所は、量刑判断者は、減軽事由を個別具体的に考慮に入れなければ死刑を科すことはできず、法律上の問題として、減軽事由に関する証拠を考慮することを拒否してはならないと判示し、この事件を破棄・差し戻している。

本件法廷意見が依拠している *Clemons* では、死刑事件において州の上訴裁判所が、被告人の死刑の根拠となった加重事由のうち一つを無効と判断したが、他の有効な加重事由が認められていること等を理由に死刑を維持したことが論点の一つとされた。合衆国最高裁判所は、この州裁判所の判断は、実際に加重事由と減軽事由を衡量した結果として生じる個別具体的な取扱いを被告人に行ってきた先例に反するとし、州の上訴裁判所は無効な加重事由を除いて新たに加重事由と減軽事由を衡量し量刑判断をやり直すか、無効な加重事由の認定に関するハームレス・エラーの審査をしなければならないと判示している。

これら第8修正の観点から死刑の量刑制度を規律する判例が積み重ねられた結果、死刑を存置する州は、死刑の量刑手続において、少なくとも一つの加重事由を認定し、その加重事由と減軽事由を衡量して量刑判断を行う仕組みを採用していくことになった。そして、このような死刑の量刑制度の改革が進んだ結果、今度は第8修正ではなく、第6修正の観点から死刑の量刑制度が争われていった。すなわち、この加重事由等の認定を誰が

280 (1976), *Lockett v. Ohio*, 438 U.S. 586 (1978), *Barclay v. Florida*, 463 U.S. 939 (1983), *Cabana v. Bullock*, 474 U.S. 376 (1986), *Sochor v. Florida*, 504 U.S. 527 (1992).

行うべきであるかが次第に問題とされていくことになったのである。

この点、*Clemons* でも、ミシシッピ州においては死刑の量刑判断に当たって陪審が加重事由と減軽事由の衡量を行うこととされていたため、上訴裁判所が加重事由と減軽事由を衡量し量刑判断を行うことはできないと申請人から主張されていた。これに対して、合衆国最高裁判所は、①合衆国憲法の如何なる条項も、死刑を科すこと、あるいは、死刑を科すための要件となる事実の認定を行うことを陪審に求めてはいないこと、②上訴裁判所も、被告人の背景や事情、犯情に基づき個別具体的で、信頼できる量刑判断を行いうること、を理由として上訴裁判所も加重事由と減軽事由の衡量を行うことができるとし、申請人の主張を退けている。この判示事項から明らかになるように、合衆国最高裁判所は当初、第6修正上の陪審裁判を受ける権利の保障は死刑の量刑制度には及ばないという立場に立っていた。

しかし、合衆国最高裁判所はその後、死刑の量刑手続においても第6修正の陪審裁判を受ける権利が適用されうるという立場に判例を変更していくことになる。その先例である *Ring* (*Ring v. Arizona*, 536 U.S. 584 (2002))²⁾では、*Apprendi* (*Apprendi v. New jersey*, 530 U.S. 466 (2000))³⁾においてある事実認定に基づき被告人に科される刑の上限が引き上がる場合には、その事実は陪審が認定しなければならないとされ、量刑手続にも第6修正の保障が及びうるという立場が示されたのを受け、量刑手続において被告人に死刑を科すために必要な加重事由の認定を公判裁判官が行うことが第6修正に違反しないか否かが争われた。合衆国最高裁判所は、裁判官の加重事由の認定がなければ、被告人が受ける刑の上限は終身刑であり、死刑を科すことはできなかったのであるから、この加重事由は機能的

2) *Ring* について、椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向V』（中央大学出版部、2016年）417頁（第37事件 小木曾綾担当）、岩田太・[2003-1] アメリカ法 210頁（2003年）を参照。

3) *Apprendi* に関して、高山佳奈子・[2001-1] アメリカ法270頁（2001年）、岩田太・ジュリスト1200号196頁（2001年）を参照。

に見ればより重い犯罪の構成要素に当たることになるとし、したがって、この加重事由の認定を裁判官に行うことを許容することは *Apprendi* に反することになると判示した。また、*Hurst* (*Hurst v. Florida*, 577 U.S. ___, 136 S.Ct. 616 (2016))⁴⁾においては、陪審が死刑か終身刑かのいずれであるのかについて勧告的評決を行い、その後裁判官が独自の認定に基づき最終的に死刑を科すべきか否かを判断するフロリダ州の死刑の量刑手続が *Apprendi* 原則に反しないかが争われた。合衆国最高裁判所は、裁判官が実質的に陪審の勧告評決に従った判断を行っていたとしても、制度上、陪審は勧告的評決を行うに当たって具体的に加重事由の認定を行うように求められておらず、又、この勧告的評決が裁判官を拘束するものではなかったこと等を理由に、フロリダ州の死刑の量刑制度を *Apprendi* 原則に反すると結論づけている。

以上述べてきたように、本件の先例となる *Clemons* が下された当時においては死刑の量刑手続には第6修正の保障が及ばないとされていたのに対して、*Apprendi*, *Ring*, *Hurst* の一連の判例において、死刑の量刑手続においても第6修正の保障が及び、死刑相当性を認めるための要件である加重事由の認定は陪審が行うように求められることになった。そこで、本件で申請人は、① *Clemons* は加重事由に関連する先例で、減軽事由が問題となる本件には当てはまらないことに加えて、② *Ring*, *Hurst* に照らせば、*Clemons* の判断は現在では誤りであること、を理由にして、本件において加重事由と減軽事由の衡量は上訴裁判所ではなく、陪審が行うべきという主張を行ったのである。

これに対して、本件法廷意見は、① *Clemons* の判断は加重事由特有の性質に基づくものではなく、減軽事由が関連する本件においても等しく当てはまること、② *Ring*, *Hurst* は加重事由の認定を陪審が行うように求めているのみであり、加重事由と減軽事由の衡量を含む最終的な量刑判断ま

4) *Hurst* について、米国刑事法研究会（代表 堤和通）「アメリカ刑事法の調査研究（153）」比較法雑誌51巻3号191頁（2017年）（山田峻悠担当）を参照。

で陪審に行うように求めた判例ではないことを根拠に、この申請人の主張を退けている。

Clemons では、上述のように、被告人が個別具体的な量刑判断を受けることができているかという観点が強調されており、この点に関しては、法廷意見が主張しているとおおり、加重事由の場合と減軽事由の場合に差異はないように思われる。したがって、上訴裁判所が新たに加重事由と減軽事由を衡量し量刑判断をやり直すか、或いは、ハームレス・エラーの審査を行うよう求める *Clemons* の要求は減軽事由に関する本件にも当てはまるものであるといえるだろう。

では、加重事由と減軽事由の衡量を上訴裁判所に委ねたことは第6修正の陪審裁判を受ける権利と抵触しないのだろうか。アメリカでは量刑判断は法律事項とされ、裁判官が伝統的に判断を行ってきた。一方で、量刑手続にも第6修正の保障が及びうると判断した *Apprendi* 以降の一連の判例では、裁判官のみの判断によってより重い刑が科されることを防止し、市民の自由を守るという意味での陪審の役割が強調され⁵⁾、そして、裁判官が科しうる「量刑の幅」を引き上げる事実に関しては、陪審が認定するように求めてきた。これらの判例で重要な点は、量刑判断を全て陪審に行うように求めてはいない点である。*Ring* では、死刑の量刑制度の改革の結果として死刑相当性を認めるための要件とされた加重事由は機能的に見ればより重い犯罪の構成要素に当たること、すなわち、その加重事由の認定により、いわば死刑を最高刑とする新たな別の犯罪類型が創り出されることから、そのような加重事由の認定に関しては陪審が行うように求められることになったのである。

本件で問題とされた加重事由と減軽事由の衡量を含む、死刑を科すこと自体は、裁判官が科しうる量刑の幅に変更を加えるものではなく、量刑の幅の中で最終的にいずれの刑罰を科すことが適切であるかを判断するものであると捉えることができる。すなわち、*Ring* で問題とされた加重事由

5) *Apprendi v. New Jersey*, 530 U.S. 466, 483-485 (2000).

のような機能を、この加重事由と減輕事由の衡量は有しておらず、これまで裁判官に委ねられてきた純粋な量刑判断の一部といえるのである。このように考えると、*Ring*、*Hurst*の一連の判例に照らせば、死刑の量刑手続において、加重事由と減輕事由の衡量を陪審が行うことまでは第6修正上求められておらず、法廷意見が示したように、*Clemons*に従って上訴裁判所が自ら量刑判断をやり直しうることになるだろう。事実問題と法律問題を区別し、前者は陪審が判断し後者は裁判官が判断するというアメリカの伝統的な立場は変わっておらず、この法廷意見の立場は今後も維持されていくものと思われる。

3. 新しい判決の遡及効

申請人は更に、本件において死刑相当性を認めるための要件である加重事由を公判裁判官が認定していることから、そのような加重事由の認定を陪審が行うように求める *Ring* に本件は違反していると主張している。もっとも、本件で州の最高裁判所で被告人の有罪判決が確定したのは *Ring* 以前の1996年である。本件で争われているのはその後2015年の連邦人身保護令状の手続において *Eddings* 違反を第9巡回区 Court of Appeals に認定されたのを受け、2018年に改めて州 Supreme Court が独立した立場から新たに加重事由と減輕事由の衡量を行い、申請人の死刑の量刑を確認した手続である。

判決後に新たな憲法上のルールが示された場合、それが通常上訴の過程であれば、その新しい憲法上のルールは全ての事件で遡及して適用されるという立場を合衆国最高裁判所は示してきた⁶⁾。一方で、人身保護令状手続のような、有罪判決が確定⁷⁾した後の付随的救済手続においては、二つ

6) *Griffith v. Kentucky*, 479 U.S. 314 (1987).

7) 有罪判決が確定 (final) したというためには、有罪判決の宣告がなされ、利用可能な上訴を使いつくし、サーシオレイライの申請の期限を経過するか、サーシオレイライの申請が最終的に退けられることが必要となる。See, *Griffith v. Kentucky*, 479 U.S. 314, 321 n. 6 (1987).

の例外に当たらない限り、新たな憲法上のルールは遡及して適用されることはないとされてきた⁸⁾。合衆国最高裁判所は、*Schriro* (*Schriro v. Sumner*, 542 U. S. 348, 358 (2004))⁹⁾において、*Ring*の判断はこの例外には当たらず、したがって、付随的救済手続において遡及的に適用されないことを確立している。

この原則に従えば、本件は *Ring* が下される前の1996年に有罪判決が確定していることから、2018年の審理に *Ring* は遡及的に適用されないといえそうである。実際に法廷意見は、2018年の手続を付随的救済手続とした州の判断¹⁰⁾に従い、*Ring* は本件に適用されなかったとした。

しかし、本件で2018年に州 Supreme Court が行った審理方法が、1996年に州 Supreme Court が行った審理方法と変わらなかったという事情がある。すなわち、アリゾナ州法¹¹⁾では、アリゾナ州 Supreme Court が全ての死刑事件を審理することとされ、この審理に当たってアリゾナ州 Supreme Court は加重事由と減軽事由に関する公判裁判所の認定及び死刑の量刑の妥当性を独立した立場から判断することとされていた。2018年の審理に当たってアリゾナ州 Supreme Court は、付随的救済手続の場合にもこの審査方法が当てはまるとし、1996年の審理と同じように、独立した立

8) 実体法の適用範囲等、有罪・無罪の判断に関わる実体法上の法理と、基本的公正さや刑事手続の正確性に関わる刑事手続上の転換的な法理の場合には例外的に付随的救済手続においても遡及的に適用されることになる。See, *Teague v. Lane*, 489 U.S. 288, 305-313 (1989) (plurality opinion); *Schriro v. Sumner*, 542 U.S. 348, 351-352 (2004).

9) *Schriro* について、椎橋・前掲注2) 426頁(第38事件 小木曾綾担当)を参照。

10) *State v. Styers*, 227 Ariz. 186 (2011) では、*Griffith v. Kentucky*, 479 U.S. 314 (1987) に基づき、*Styers* が利用可能な上訴をいつくし、サーシオレイライの申請が最終的に退けられていたことから、判決は確定していると判断し、*Ring* を遡及的に適用することを否定した。原裁判所は、この先例を引用し、本件では *Ring* 以前に判決が確定していると簡潔に理由づけ、独立した立場からの審理を自ら行おうとした。See, *State v. McKinney*, 426 P.3d. 1204, 1205 (2018).

11) See, Ariz. Rev. Stat. Ann. § 13-755 (2010).

場から審理を行ったのである。申請人及び反対意見は、このように2018年の審理が1996年の審理と同じ審理方法を用いていることに着目し、2018年の審理は通常上訴の過程を再度くりかえすものであり、したがってその性質上通常上訴として取り扱うべきで、*Ring* が遡及的に適用されることになることを主張している。

この点、本件法廷意見も注釈において、付随的救済手続というラベルを用いることで新しい憲法上の基準に反して新たな公判手続 (new trial proceeding) を州が行いようことを本件判断は示唆するものではない¹²⁾としており、手続の性質に応じて通常上訴か付随的救済かを判断する立場を前提としているように思われる。しかし、法廷意見は、本件で行われた裁判官が独立した立場から量刑判断をやり直す手続は、量刑手続ではなく、付随的救済手続でも用いられているハームレス・エラーの審理に性質上類似するものであり、したがって、州の分類分けに従うべきとした。この法廷意見の立場は、本件でとられている審査方法は性質上付随的救済手続でも行いようの審査方法であり、どのような審査方法をとるかは州の裁量に委ねられているのだから、合衆国最高裁判所が判断すべき事項ではないという点を指摘しているものと考えられる。先例上も州法の解釈は州の裁判所に究極的に委ねられていると解し、州の判断を尊重する姿勢を合衆国最高裁判所は示しており¹³⁾、本件でも同様の立場を採用しているものであるように思われる。

4. 本件の意義

Furman 以降、合衆国最高裁判所は、恣意的ではない一貫した量刑を行いうるよう州の死刑の量刑制度を審査し、近年では第6修正上の陪審裁判を受ける権利の保障を死刑の量刑制度に拡大してきた。これは、死刑という究極の刑罰を科すか否かは市民の良識を反映した陪審の判断によって

12) McKinney v. Arizona, 589 U.S., __ (slip op., at 7, n.*).

13) See, Mullaney v. Wilbur, 421 U.S. 684, 691 (1975); Jimenez v. Quarterman, 555 U.S. 113, 120, n. 4 (2009).

決定されるべきであるという合衆国最高裁判所の考えが背景にあると指摘されている¹⁴⁾。一方で、死刑制度の安定的な運用という観点から見れば、通常上訴と付随的救済を合わせると死刑の量刑判断を争う機会が数多くある中、慎重な判断がなされるべきといってもどこまで陪審の関与が求められるのが問題とされることになる。本件は、*Ring, Hurst* に照らしても、上訴裁判所が新たに加重事由と減輕事由の衡量を行い、量刑判断を自らやり直すことができるという点を確認し、第6修正の保障を拡大してきたこれまでの流れに一定の歯止めをかけたことに意義を見出すことができるだろう。

14) 椎橋・前掲注2) 425頁。